

「知的財産推進計画2005」 について

知財制度改正の最新動向



内閣官房知的財産戦略推進事務局

1. はじめに

本年6月10日、政府の知的財産戦略本部は「知的財産推進計画2005」を決定した。これは、知的財産基本法（平成14年法律第122号）第23条に基づき一昨年7月8日に決定された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」及び昨年5月27日に改訂・決定された「知的財産推進計画2004」について、同条第6項に基づく検討を加え、変更したものである。本稿では、一昨年の知的財産推進計画、昨年の知的財産推進計画2004とこれに基づく政府の取組みの状況、及び新たに決定された知的財産推進計画2005の主要なポイントを紹介する。

2. これまでの経緯

2003年3月、知的財産基本法が施行されたことに伴い、内閣に知的財産戦略本部（本部長：内閣総理大臣）が設置された。知的財産戦略本部は、政府一体となって知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進していくうえで、中心的役割を担う機関である。知的財産戦略本部は、知的財産を核に産業の国際競争力を強化し、国富を増大させる「知的財産立国」の実現に向けての工程表と位置づけられ、政府が取り組むべき施策を網羅した「知的財産推進計画」を策定することとしており、2003年7月8日に「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を策定した。また、2004年5月27日には前年からの進捗状況等を踏まえ、前年策定した計画に更に必要な政策を追加した「知的財産推進計画2004」を策定した。

「知的財産推進計画」は、情勢の変化に機敏に対応するため、民間企業で広く行われているローリング・プラン方式を採用し、毎年度計画を見直していくものであり、本年6月10日には「知的財産推進計画2005」が策定されたところである。

3. 「推進計画」の実施状況

昨年の「知的財産推進計画2004」の策定以後、多くの施策が実施され、既に成果が出始めている。以下、「知的財産推進計画2004」の章立てに従って主なものをここに紹介する。

（1）創造分野

大学等の研究成果を民間に移転する技術移転機関（TLO）は、2004年度には承認TLO3機関、認定TLO1機関が発足し、2005年3月末時点で全国の承認TLOは39機関、認定TLOは6機関となっている。

さらに、技術移転実績が特に優れたTLO（スーパーTLO）を他のTLOの専門性を補完する存在として重点支援することにより、技術移転人材の育成及び技術移転システムの強化を図るため、2004年度には7機関がスーパーTLOとして選定された。

大学発ベンチャーの企業数については、2004年度には135社が新たに設立され、2005年3月末時点で、設立累計は1,122社となり、2001年5月に発表された「大学発ベンチャー1000社計画」は達成されたところである。

また、国立大学法人の保有する技術の移転を促進するため、国立大学法人が知的財産権のライセンスの対価と

して株式を取得することが一定のルールの下で可能となることが明確化された。

(2) 保護分野

(2)-1 知的財産の保護強化

わが国の特許審査の順番待ち期間は欧米に比べ長期化し、2003年末時点では26ヶ月に達している。このため、特許審査の順番待ち期間を最終的にはゼロにするという最終目標を目指して、順番待ち期間がピークを迎える5年後（2008年度）には順番待ち期間を20ヶ月台にとどめることを中期目標とするとともに、10年後（2013年度）には11ヶ月を達成することを長期目標とすることが決定されたところである。

この目標を実現するため、法律の手当てを必要とするものについて検討が加えられ、2004年6月、「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」が成立した。同法により、従来技術調査機関についての公益法人要件の撤廃、特定の従来技術調査機関の調査報告を提示して審査請求を行った場合の審査請求料の軽減制度の導入、実用新案登録の存続期間の延長等が図られることになった。

また、特許庁の人的体制の充実を図るため、任期付審査官を2004年度、2005年度に、それぞれ98名ずつ増員した。

2005年4月には、紛争のスピード処理、判決の予見可能性（事実上の判断の早期統一）と技術等の知的財産に関する専門性への対応を高めることを目的として、知的財産高等裁判所が発足した。知的財産高等裁判所の発足は、知的財産重視の国家的意思表示でもあり、今後は、国内外に積極的に情報発信を行い、海外からの模倣品の流入についての抑止的効果も期待される。

(2)-2 模倣品・海賊版対策

模倣品・海賊版対策では、2004年8月に、経済産業省製造産業局に「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」が開設され、政府の一元的な相談窓口として活動を開始している。

2004年12月には、海外における模倣品・海賊版対策を加速化する政府の行動計画を定めた「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」が知的財産戦略本部で決定された。これにより、知的財産権の海外における侵害状況調

査制度の整備、政府による海外市場対策、2国間及び多国間協議による海外市場対策を迅速かつ強力に推進することが決定された。

また、2005年4月に改正関税定率法が施行され、サンプル分解制度が導入された。この制度の導入により、一定の要件の下、権利者からの申請があった場合、税関が知的財産権侵害のおそれのある物品の見本（サンプル）を権利者に提供し、検査させることが可能となり、外観のみならず、貨物の内部構造から侵害の有無の判断ができるようになった。

(3) 活用分野

2004年12月に新信託業法が施行され、知的財産権を含めた財産権一般が受託可能財産となるとともに、信託業の担い手が金融機関のほか株式会社一般に拡大され、承認TLOやグループ企業内での信託に関する特例も設けられた。これを受けて、信託銀行と法律事務所が共同して中小企業の有する知的財産を有効に活用し、権利侵害にも適切に対応するために知的財産信託を活用する事例や、映画やアニメなどのコンテンツについて信託スキームを利用して事前に資金を調達する事例など、民間における取組も開始されている。

(4) コンテンツ分野

2004年6月に「コンテンツの創造、保護および活用の促進に関する法律」が施行され、コンテンツの創造、保護、活用の促進に関し、国、地方公共団体及び関係者が一体となって施策の総合的・効果的な推進を図ることとされた。

2004年12月には、映画、放送、ゲーム、アニメ、音楽等の映像コンテンツ産業を国際競争力ある産業とするため、人材育成、作品制作助成、起業支援、内外市場の整備・開拓などを目的とした「映像産業振興機構」が設立されるなど、民間における取組も開始されている。

コンテンツ人材（プロデューサーや創作者等）の育成は、2004年度には、東京大学大学院、デジタルハリウッド大学院大学（専門職大学院）などにおいて育成プログラムが新たに開設され、2005年度には、東京藝術大学の他、多くの大学で育成が開始されているところである。

(5) 人材の育成

知的財産専門人材の育成については、2005年4月に東京理科大学、大阪工業大学の2大学において知的財産専門職大学院が開講した。

また、2004年4月より全国に設置された68校すべての法科大学院において、知的財産法関連の授業科目が開講されており、2005年4月に新たに開講した6校の法科大学院においても、知的財産法の授業科目が開講されている。

以上、推進計画に基づく主要な成果を紹介したが、ここで紹介した他にも、多くの成果が始まっている。それらについては、「知的財産推進計画2005」の最後に「知的財産戦略の進捗状況」として取りまとめているので参照されたい。

4. 「知的財産推進計画2005」の要点

(1) 創造分野

大学等の事務・運営体制の改革への支援

知的財産権の活用等を通じた社会貢献を実現するためには、研究者がその活動を実施するのに十分な時間と労力をかけることができるような環境が必要となる。そのため、大学等に対して、研究、教育、産学連携等のそれぞれの任務について、勤務形態の柔軟化等に配慮したエフォート管理を導入して、学内における適切な業務分担が行われるよう自主的な取組みを促す。

法務機能の強化

大学等の産学連携活動が活発化するにつれて、大学等が紛争に巻き込まれることが多くなると予想され、紛争に関する問題が表面化しつつある。このため、大学等が知的財産に関する訴訟に適切に対応するための体制整備に対して支援するとともに、民間の知財保護の活性化などの具体的な方策について検討し、必要に応じて制度の整備を行う。

契約の柔軟性を確保し弾力的運用を図る

大学等と企業の共同研究や大学から企業へのライセンスが活発になるにつれて、契約条件に関する問題が表面化している。このため、大学やTLOに対し、企業の実

情に応じ契約内容や契約実務における運用をより柔軟に行うよう促していくとともに、大学やTLOが行っている契約実務について評価を行い、参考のために契約実務の弾力的な運用の事例集を作成・公表する。

また、共有特許については、たとえば不実施主体である大学の特性や企業における実施化促進といった点など産学が双方の立場に配慮しつつ、契約締結において柔軟性を確保するよう話合いの充実を図るよう促す。

利益相反ルールの明確化

産学官連携活動が進展するにつれて、大学の教職員や大学自身が外部から得る経済的利益等と大学における教育・研究上の責任が衝突する状況（利益相反）が生じてくるケースが多くなり、これへの対応が必要となってきている。このため、大学に対し、利益相反マネジメントに関するガイドラインを整備するなどして可能な限り判断基準を明確化することを促していく。

また、利益マネジメントに関する事例研究の結果を周知するとともに、大学知財管理・技術移転協議会等において具体的な利益相反マネジメントのノウハウについて情報共有を図ることにより、各大学の利益相反マネジメント能力を高めるよう促していく。

研究における特許発明の使用の円滑化

大学等の試験研究活動や遺伝子・実験動物などリサーチツールに対する他者の特許権の行使は、大学等における自由な研究環境を妨げるおそれがある。このような状況に堪がみ、国費原資の特許発明についてのライセンスに関するガイドラインを作成し、研究コミュニティ全体に広く普及させるとともに、大学等における試験研究に用いられる汎用性が高く代替性の低い遺伝子改変動物やスクリーニング方法等の特許化された材料や手法等に係る特許権の特許法上の取扱いについて検討し、法改正も含めた必要な措置を講ずる。

(2) 保護分野

(2)-1 知的財産の保護強化

世界特許システムに向けた取組み

各国ごとへの特許出願は、出願人にとっては手間と費用の両面で膨大な負担であるとともに、各国の特許庁にとっても出願が増加する中、重複的な審査は非効率で国

際的に無駄となっている。特に日米欧三極特許庁に対する特許出願は、全世界の約8割であり、このうち約20万件が三極で重複的に審査されている。幸い日米欧三極特許庁間の努力により、すでに審査基準の調和に向けた取組みが相当に進みつつあり、またサーチ・審査結果についての相互比較調査や国際審査官協議が行われているほか、他庁のサーチ・審査結果を相互に有効活用するためのネットワーク（ドシエ・アクセス・システム）もすでに稼動している。

このような状況を受け、出願人と特許庁の相互の利便性の向上を図るため、世界特許システムの実現に向け、日本特許庁がリーダーシップを発揮し、制度・運用の調和を進めつつ、以下のような取組みを具体化していく。

(A) 第1ステップ

(a) 出願人の要請を踏まえ、日本と米・欧共通の特許出願のうち、米・欧特許庁で審査された特許出願について、日本特許庁が審査に際しサーチを重複的に行わずに特許付与の諾否を決めることができるよう、「次世代型ドシエ・アクセス・システム」を構築し、2005年度から運用を開始する。

(b)(a)に並行して、日本が技術的に世界をリードする先端技術分野等における日本と米・欧共通の特許出願について、出願人の申立てにより日本特許庁が速やかにサーチし、その結果を同システムにより米・欧特許庁に提供し審査に活用してもらうようにする。

(B) 第2ステップ

(a) 日米欧三極特許庁相互に、審査に際しサーチを重複的に行わずに第二庁が速やかに特許付与の諾否を決めることができるよう、三極間のサーチ・審査結果の相互利用を進める「特許審査ハイウェイ制度」（仮称）を構築する。

(b)(a)に並行して、日米欧三極特許庁における審査・権利付与を均質で安定したものとするため、米・欧特許庁が日本語文献についても十分にサーチができるよう相互協力を進める。

(C) 第3ステップ

上記(B)の取組み状況を見つつ、日米欧三極特許庁間で、一国で成立した特許は他国でも原則認めるよう、実質的な特許相互承認制度を実現する。

(D) 第4ステップ

米・欧特許庁以外の外国特許庁への対象拡大についても上記(A)～(C)と並行して進め、最終的に世界特許を実現する。

技術流出の防止

他社による出願・権利化への恐怖心から、本来秘匿しておきたいノウハウについてまで特許出願するなど、企業による防衛的な出願が大量に存在している。これは、審査の遅延につながるだけでなく、出願公開制度により国内はもとより海外に意図せざる技術流出をもたらすという問題を引き起こしている。

このため、自己の技術を防衛するための手立てについて、その要件や効力の在り方、証明の方法などに関し多面的に検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

(2)-2 模倣品・海賊版対策

模倣品・海賊版拡散防止条約の提唱

模倣品・海賊版対策は、特定の国に止まらず世界各国に拡散しており、また犯罪組織やテログループの資金源となったり、消費者の健康や安全を脅かす全世界的に深刻な問題である。このような状況の中、TRIPS協定を補完する実効性のある措置として、各国と連携しつつ、世界税関機構(WCO)、国際刑事警察機構(インターポール)などの国際機関と協力して、模倣品・海賊版の拡散防止を明確な国際規範とする条約を提唱し、早期にその実現を目指す。

インターネットオークションを通じた模倣品・海賊版の販売による消費者の被害を防止

インターネットオークション等を通じた大量の偽ブランド品、偽CD・DVD等の模倣品・海賊版の売買が横行しており、消費者が被害を受けるとともに知的財産権の侵害が大きな問題となっている。これに対する対策を強力に実施していくとともに、さらなる対策に必要性について検討し、必要に応じ法制度等を整備する。

(3) 活用分野

(3)-1 知的財産の戦略的活用

知的財産信託の活用促進

知的財産信託については、担い手の拡大等の信託業法

の改正が行われたところであるが、さらに企業のニーズに対応して知財信託が円滑に行われるよう、以下の取組みを進める。

- i) 特許を受ける権利等についても信託が円滑に行われるよう公示方法等の在り方について検討し、必要に応じ制度を整備する。
- ii) グループ企業内における管理信託において、事業を行う親会社が受託者である場合にも信託財産たる知的財産を自ら利用することを可能とする観点から、受託者の忠実義務に関する制度の改善等の検討を行い、必要に応じ法改正等制度を整備する。
- iii) 特許権の受託者は、自ら特許発明を実施していないため、当該特許権の侵害に基づく損害賠償請求に際して、損害額の推定等の規定を用いることができない。このため、委託者が事業を行っている場合の受託者における損害額の推定等の規定の在り方について検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

国際標準化活動の強化

国際標準化機関におけるパテントポリシーの改善やそのガイドライン、質疑応答集の作成に向けた戦略、国際標準化活動の規格作成委員会における幹事を務める国等の引受やそれに対する支援についての戦略、国際幹事国業務等に携わることのできる人材の育成に関する戦略等、わが国の国際標準化活動を強化するために必要な戦略を、日本工業標準調査会と情報通信審議会とが互いに十分な連携を図りつつ、立案し実施する。

なお、戦略を立案する際には、重点分野（環境・エネルギー、情報家電・ブロードバンド・IT、健康・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料）を中心に資金配分や支援を重点的に行うなど配慮する。

諸外国の国内規格策定の動きに対する適切な対応

諸外国における国内規格の策定は今後も頻発することが予想され、特に、国際規格とは異なる国内規格を義務づける行為や特定の規格を優遇する行為はWTO/TBT協定違反となるおそれがあり、わが国の企業にとっては大きな脅威となっている。わが国として、諸外国における国内規格に関する動きをいち早く察知し、官民連携で

対応する仕組みが必要である。このため、民間企業等からの申立てに基づき政府が調査を行い、その結果に応じて2国間協議やWTO紛争処理手続きにより相手国政府に改善を要請するなど、適切に対応するための制度を必要に応じて整備する。

(3)-2 中小・ベンチャー企業支援

知的財産の権利取得の支援

中小・ベンチャー企業が権利取得する際の費用負担を軽減するため、現行の審査請求料・特許料の減免措置の利用の抜本的な拡大を図るとともに、減免措置の拡充などさらなる負担の軽減について幅広い観点から検討し、必要に応じ適切な措置を講ずる。また、申請手続きも簡素化する。

海外展開への支援

中小・ベンチャー企業が海外で円滑に事業展開を行えるよう、以下のような施策を行う。

- i) 中小・ベンチャー企業が海外特許出願の際に必要な出願費用、翻訳費用、海外弁理士費用等に対する助成の拡充
- ii) 海外における模倣品被害に対し、中小・ベンチャー企業が迅速に対応できるような助成制度の拡充
- iii) 翻訳会社、海外弁理士等を紹介したり、海外出願に際しての手ほどきを行うための相談窓口の整備
- iv) 中小・ベンチャー企業による弁理士・弁護士の利用を容易にするため、専門分野等の情報を提供したり、知財戦略を提供するコンサルタント等を紹介する窓口の整備や大企業等からの知的財産権侵害に対する相談を行う「知財駆け込み寺」の整備

(3)-3 知的財産を活用した地域の振興

政府の「知的財産立国」への取組みに合わせて、地方公共団体においても知的財産を活用した地域振興についての取組みが着実に広がっている。2004年度には、すでに14都道府県が知的財産戦略を策定し、13県が策定中または策定予定としている。地方公共団体において、知的財産の創造、保護及び活用に関し、その区域の特性

を活かした自主的な施策を策定するため、政府として情報提供をするなど地方公共団体の知的財産戦略策定等の取組みを奨励していく。

(4) コンテンツ分野

(4)-1 コンテンツビジネスの飛躍的拡大

既存の流通機構にとらわれない新しいビジネスの流れが進む中で、コンテンツ流通大国に向けて、放送番組等とインターネットの関係や著作権等の課題、業界の近代化・合理化など、幅広い改革に向け検討し、具体的には次のような事項を進めていく。

コンテンツ流通のためのシステム整備

コンテンツの流通を進めるために、著作権の権利許諾プロセスの簡易化を目指して、コンテンツに係る権利情報の整備など幅広い関係者の取組みを促進するとともに、権利の内容等の情報を共有するポータルサイトの整備など、プラットフォームづくりに向けて必要な支援を行う。

映像産業振興機関の活動の支援

映画、放送、ゲーム、アニメ、音楽等の各業界が、一体となって映像産業振興機関の活動に協力することを奨励するとともに同機関が行う人材育成、政策助成、企業支援等の活動を支援する。

著作権法に関する検討

次の項目に関し、2007年度までに結論を得る。

- i) 私的使用複製などの基本問題について
- ii) デジタル時代に対応した権利制限について
- iii) 契約・利用の観点からのライセンスの保護などについて
- iv) 司法救済の観点からの間接侵害規定の創設について
- v) 権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意した権利制限規定の拡大等について
- vi) 法技術的な観点からの政令等への委任について
- vii) 法の表現・用語の整理について

ライブエンターテイメントの振興

ライブエンターテイメントは、コンテンツの重要な一部分であり、ライブエンターテイメント業界が大きく発

展していくために、業界の近代化・合理化に向け、出演契約書のひな型の作成や舞台出演契約締結の徹底など、業界の自主的な取組みを奨励する。

また、目の前で展開する本物志向の魅力を備えたライブエンターテイメントを集中的に国民が楽しむことができるよう、特定地域へのホール・劇場・映画館等の集積化などに向けた関係者の自主的な取組みを奨励、支援する。

さらに、ライブエンターテイメントには、観光振興や地域の活性化につながるといった特性があることから、地域・観光情報を含めたライブエンターテイメントのシアターカレンダーの作成等、観光との連携に関する関係者の自主的な取組みを奨励、支援する。

(4)-2 日本ブランド

豊かな食文化の醸成

i) 食文化研究の促進

料理業界、企業、大学、専門学校等が連携して実施する食文化研究の取組みや伝統的な食文化を保存・活用する取組みを積極的に支援するとともに、「食文化研究推進懇談会」など民間が主体となった具体的取組みの成果を積極的に政策に反映していく。

ii) 料理人に対する顕彰の充実

海外で活躍している者や外国人を含め、若く、才能の豊かな料理人や食の発展に貢献した者に対する顕彰を充実していく。

iii) 日本食の積極的な海外展開

日本の料理技術を海外に伝えるため、海外でのワークショップや外国人シェフを対象とした日本の料理店等での実務研修など、料理人の団体や専門学校が行う自主的な取組みを積極的に支援していく。

多様で信頼できる地域ブランドの確立

i) 戦略的な地域ブランドづくり

生産者の意識喚起や戦略づくりを支援するため、業種間の連携や地域間の交流などを通じ、フォーラムの開催やアドバイザーの派遣を実施するとともに、各地におけるブランド化の成功事例を調査・提供する。また、特色ある原材料や気候風土を活かし、伝統的な手法により生産・製造された地域産品について、消費者の視点に立った調査・評価を行うことにより、多くの国民から支持さ

れる魅力ある地域ブランドづくりを促す。

ii) 地域ブランドに関する基準の整備・公開

地域ブランドの地理的範囲や生産方法、品質などの基準のひな形を作成し、産地に提供するとともに、全国各地の地域ブランドに関する基準や情報について、消費者が簡易に閲覧できるようにするため、政府等のホームページで公表する。

iii) 地域ブランドの保護制度の整備・活用

2005年度通常国会において「地域名+商品(役務)名」からなる、地域ブランドの商標権を取得可能とする商標法の改正案及び育成者権の保護を加工品へ拡大する種苗法の改正案が成立したことを踏まえ、地域ブランドの保護手段としてこれらの法律や不正競争防止法を積極的に活用していく。

魅力あるファッションの創造

2030年にはわが国の衣料品輸出のGDP比を先進国並みにすることを目指し、次のような施策を行う。

i) 日本のファッションの魅力向上、国際発信力の強化

- ・東京を海外の有力なバイヤーやジャーナリストを呼び込めるような情報発信地とするため、質の高いファッション関係のイベントが一定期間に集約されるよう産業界への取組みを促す。
- ・在外公館やJETRO等を通じて産業界やデザイナーブランドの発信を促進するなど、積極的に広報およびビジネスの支援を行う。

ii) 日本のファッションビジネスの国際競争力の強化

- ・素材ビジネスの持つ匠の技、デザイナーの持つ創の力、小売・アパレル等の持つ商の力を融合して新たな強い価値を創造するための「クリエイター・ビジネスフォーラム」を開催する。

iii) デザイナーやデザイナーのパートナーとなる人物の発掘・育成

- ・産業界が、国内外における展示会等の開催において、新進デザイナーにビジネス機会を提供するなど、日本のファッションビジネスに対する内外のバイヤーやジャーナリストの関心を高める工夫をすることを推進す

る。また、百貨店など産業界が、潜在力のある国内の新進デザイナーに対し、売り場の提供などビジネス機会を提供する工夫を行うことを促す。

- ・デザイナー、ビジネスマネジメント人材およびデザイン創作活動を支える人材の育成を充実するため、ファッションに関する学部、専門職大学院の設置など大学の自主的な取組みを促す。

日本の魅力の戦略的発信

i) 日本の魅力の再評価

政府の公式行事における正装の奨励や夕食会や晩餐会等での日本食の提供を積極的に行うなど、政府も自ら率先して日本の魅力を高める努力を行う。また、国際儀礼における日本食の提供方法や国際的認知度の向上に関する取組みも積極的に推進していく。

ii) 日本文化の発展や海外発信に貢献した者に対する顕彰

日本文化の発展や海外への紹介に功績のあった者を積極的に顕彰の対象とする。その際、海外の功労者の把握に努め、外国人を積極的に顕彰するとともに、年齢にとらわれることなく速やかに顕彰することにより、わが国の文化的魅力を伝達することを積極的に支援していく。

iii) 海外への戦略的な情報発信

ハイレベルな関係府省会議を設置し、在外公館、日本貿易振興機構、国際観光振興機構、国際交流基金なども活用した日本の魅力の発信戦略を立案・実施する。あわせて、わが国の魅力について、海外向けを中心とした発信を強化するとともに、海外における日本のイメージについて調査・把握を行い、上記戦略への反映を行うなどの取組みを推進していく。

また、国際空港等、外国人の目に付きやすい場所を活用し、日本に関する各種情報の発信や「日本ブランド」製品の販売等を促進していく。

(5) 人材分野

知的財産の重要性がますます高まっている現在、知的財産人材として、各界(大学、企業、行政、法曹、弁理士など)各分野(知的創造サイクルの創造、保護、活用)各職種(研究、生産、営業、企画、企業経営、コンテンツ、ビジネス、法務など)において、異なるスキ

ルを持つ、国際的に通用する人材が求められている。わが国が国際競争力を維持するには、これらの人材を多数育成し、競争により質を高めていくことが必要不可欠である。

そのため、現在約6万人とされる知的財産人材を、今後10年間で12万人へ倍増し、マルチメジャー人材や国際展開のできる人材、ビジネス・マインドの高い人材を育成し、積極的に活用していくことを目標とし、具体的な「知財人材育成総合戦略」を推進していく。

5. おわりに

「知的財産推進計画2005」の取りまとめにあたっては、国民やユーザーからパブリックコメントなどを通じて表明されたニーズに応え、施策の見直しにつなげるとともに、国レベルと並行して地域における知的財産戦略も進展するよう、中央だけでなく地方の視点も盛り込み、さらにグローバル化の進展に合わせて、国際的な視点に立ちながら制度を見直した。

今回これらに留意しつつ、既存の施策を一層具体化するとともに進展が不十分な課題に対する施策の追加や新たな課題への取組みを盛り込んだ結果、実施すべき施策は約450項目となった。

知的財産戦略本部の設置以降、政府は「知的財産立国」の実現に向けた施策を、スピード感を持って取り組んできており、今後も従来の枠にとらわれることなく、迅速に改革を実行していくよう、政府一体となって邁進していく必要がある。

今回の「推進計画2005」により、我が国の「知的財産立国」に向けた動きが、更に強く、そして加速化されることを期待したい。

なお、「知的財産推進計画2005」の具体的な内容は、官邸のホームページを参照願いたい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titek2/>